

改正案	現行
<p>(特許料の特例等)</p> <p>第十二条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの(以下「特定試験研究機関」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有的の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有的の实用新案権若しくは实用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該实用新案権若しくは当該实用新案登録を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該实用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した特許権若しくは当該特許を受ける権利の譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 特定試験研究機関を所管する大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定試験研究機関を所管する大臣は、第一項の規定による認定をしたとき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。</p> <p>4 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十二条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。</p> <p>一 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権</p>	<p>(特許料の特例等)</p> <p>第十二条 国立大学(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条において同じ。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有的の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有的の实用新案権若しくは实用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該实用新案権若しくは当該实用新案登録を受ける権利に基づいて取得した特許権若しくは当該特許を受ける権利の譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、文部科学大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をしたとき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。</p> <p>4 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十二条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。</p> <p>一 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権</p>

二 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許権

5 特許法第九十五条第四項の規定は、前項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項から第三項までの規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

6 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第九十五条第一項又は第二項の規定による手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）

二 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許権

5 前項に規定する特許権が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）との共有に係る場合における特許法第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「国等（国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第九十五条第四項及び第六項において同じ。）とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第十二条第二項の認定事業者」と、「国等以外の者（国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第六項において同じ。）とあるのは「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」と、「国等以外の者」とあるのは「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」と、「国等以外の者」とあるのは「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」とする。

6 特許法第九十五条第四項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第四項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項又は第二項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

8| 第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定による手数料（前項の政令で定めるものに限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9| 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法（昭和

7| 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）との共有に係る場合における特許法第九十五条第六項の規定の適用については、同項中「が国等」とあるのは「が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第十二条第二項の認定事業者」と、「国等以外の者」とあるのは「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）と」、「国等」とあるのは「、大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者」ととする。

8| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

9| 第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第五項の規定の適用については、同項中「次の表の上欄に掲げる権利が同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第十二条第四項に規

三十四年法律第二百一十一号) 第一百七条第二項」とあるのは、「実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号) 第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第九十五条第四項」とあるのは、「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第九十五条第一項又は第二項」とあるのは、「実用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは、「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは、「同条第四項」と読み替えるものとする。

定する特許権又は同条第六項に規定する特許を受ける権利が同条第二項の認定事業者と同項の認定事業者以外の者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百二二号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。))と、「同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者と同項の認定事業者以外の者(国及び独立行政法人を除く。))と、「同表の上欄に掲げる権利」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第四項に規定する特許権又は同条第六項に規定する特許を受ける権利」と、「同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者(国及び独立行政法人を除く。))の」と、「同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者(国及び独立行政法人を除く。))とする。

10)

第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) 第一百七条第二項」とあるのは、「実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号) 第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第一百七条第四項」とあるのは、「実用新案法第三十一条第四項」と、「第九十五条第四項及び第六項」とあるのは、「第五十四条第三項及び第五項」と、「同条第六項」とあるのは、「同条第五項」と、第六項中「特許法第九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。))」とあるのは、「実用新案法第五十四条第三項」と、第七項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは、「実用新案法第五十四条第五項」と読み替えるものと

第十三条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。
 - 二 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。
 - 三 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に準用する。

する。

第十三条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの（以下「特定試験研究機関」という。）又は独立行政法人であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国若しくは試験研究独立行政法人が保有する特許権若しくは特許を受ける権利又は国若しくは試験研究独立行政法人が保有する実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権については、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関又は当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が前条第一項各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に、同条第四項から第九項までの規定は前項の認定を受けた者が国又は試験研究独立行政法人であつて特許法第百七条第二項に規定する独立行政法人に該当するもの（以下この項において「特例試験研究独立行政法人」という。）から譲渡を受けた特定試験

3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(報告の徴収)
第十四条 (略)

研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利、同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権及び同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

3 前条第十項において準用する同条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定を受けた者が国又は試験研究独立行政法人であつて実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人に該当するもの(以下この項において「特例試験研究独立行政法人」という。)から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

(報告の徴収)
第十四条 (略)

2 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認

2 | 特定試験研究機関又は試験研究独立行政法人を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者又は前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

附則

(承認事業者に係る特許料等に関する特例措置等)

第三条 承認事業者が国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)、又は独立行政法人国立高等専門学校機構から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利(産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。)、又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願(同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。))に係るものに限る。)であつて承認事業者に属するものについて特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第七十七条第二項、第九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 (略)

定事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3 | 特定試験研究機関を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 (略)

